平成 18 年６月 14 日

各　位

広島市安佐南区祇園３丁目 28 番 14 号
株式会社 アスカネット
代表取締役社長　福田幸雄
（コード番号：2438　東証マザーズ）
問合わせ先：取締役管理部長　功野顕也
電話番号： 082-850-1200

取締役に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年６月 14 日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成 18 年 7 月 28 日開催予定の第 11 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【議案の内容】

当社の取締役報酬額は平成 10 年６月 24 日開催の第３回定時株主総会において、１営業年度につき年額 200 百万円以内としてご承認いただき今日まで至っておりますが、これを金銭による報酬として年額 180 百万円以内、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬として年額 20 百万円以内とする旨につきご承認をお願いするものであります。なお、この変更によっても報酬等の総額は年額 200 百万円以内となり、これまでの総額が変動するものではありません。

現在の取締役は３名でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

１．取締役に対し新株予約権を発行する理由

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の長期的な企業価値の増大及び社会的信頼性の向上を目的として新株予約権を発行するものであります。

２．新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役（以下「新株予約権者」という）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社の普通株式 100 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年間における上限とする。なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株引受権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式数についてのみ行われ、調整による１株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的である株式数の調整をすることができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

100 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年間における上限とする（新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。ただし、２．(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式１株あたりの金額（以下「行使価額」という）に、新株予約権１個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合は除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned}&\text{調整後}\\&\text{行使価額}\end{aligned}=\begin{aligned}&\text{調整前}\\&\text{行使価額}\end{aligned}\times\frac{\begin{aligned}&\text{既発行}\\&\text{株式数}\end{aligned}+\frac{\begin{aligned}&\text{新規発行}\\&\text{株式数}\end{aligned}\times\begin{aligned}&\text{1株あたりの}\\&\text{払込金額}\end{aligned}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

割当日の翌日から２年を経過した日から、３年以内とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役または監査役を任期満了で退任した場合、その他取締役会が特別に認める場合はその限りではない。

② 新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。ただし、一部行使する場合には、割当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

③ 新株予約権者の相続人による新株引受権の行使は認めない。

④ この他、新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由および条件

次のいずれかに該当する場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

① 新株予約権者が権利行使をする前に２．(8)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合

② 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合

(10) 譲渡する新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以　上